

事 務 連 絡
平成24年6月29日

関係各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

ジャガイモによる食中毒の防止について（通知）

今般、県内の学校においてジャガイモを喫食したことによる食中毒が発生しました。

ジャガイモの発芽部分にはソラニン等のアルカロイドという有毒成分が含まれています。ソラニン等のアルカロイドは実際の加熱調理だけではほとんど分解されず、毒素が完全になくなることはありません。また、芽だけでなく表面が緑色になった皮の下の部分や未成熟の小さなジャガイモにも多く含まれています。

全国的にもジャガイモによって食中毒が発生したという事例が過去5年間で6件報告されています。

子どもの場合は過去の事例からソラニン等が少ない量でも発症するといわれています。

つきましては、食中毒を防止する視点から下記事項について注意してください。

市町村教育委員会におかれましては、貴管内の各学校への指導をお願いします。

記

- 1 小学校や家庭菜園等で栽培された未成熟の小さなジャガイモは、全体にソラニン等が多く含まれていることもあるため喫食しないこと。
- 2 ジャガイモの芽や日光に当たって緑化した部分は、ソラニン等が多く含まれているため、これらの部分を十分に取り除き、調理を行うこと。
- 3 ジャガイモは、日光が当たる場所を避け、冷暗所に保存すること。

（食中毒の予防について）

担当：保健体育課健康教育担当 丹戸

電話：048（830）6963

（授業における取扱いについて）

担当：義務教育指導課教育指導担当

電話：048（830）6778